

令和8年10月から 建設リサイクル法届出書の 電子申請※が可能になりました！

※岐阜県が届出先となる場合に限りです



☑来庁不要

☑書き直しを減らす

☑手続に迷わない

☑24時間365日届出可能



申請フォーム
から届出

庁舎窓口へ行かずに
届出できます



手続の
簡素化

Excelの届出書
(工程表作成支援
機能つき)



補正の
削減

入力チェックで
記入漏れ・誤りを
防ぎます



ステッカー
電子交付

PDFを印刷して
工事現場に掲示

Excelファイルの届出様式

岐阜県HPからダウンロードしてご使用ください



岐阜県HP「様式と記載例(建設リサイクル法)」 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/137885.html>

ステッカー(例)
工事現場に掲示してください

建設リサイクル法届出・通知 (済)		
受付年月日:	令和〇年〇月〇日	
受付番号:	〇〇建築第〇〇号の△△	
※このステッカーは、工事現場の標識等の見やすいところに貼ってください。		
岐阜県		

届出の流れ

1

工事場所・
工事種別等を
入力

>

2

届出先を
自動判定

>

3

申請フォームへ
案内

>

4

Excel届出書等を
フォームから
送信

まずは判定フォームへ

QRコード又はURLから
「届出・通知先の判定・案内フォーム」
へアクセスし、
届出先をご確認ください



<https://logoform.jp/form/T8mB/1637819>
判定フォームへGo!



届出先一覧(建築事務所・土木事務所)は裏面をご確認ください

建設リサイクル法 岐阜県が所管する区域の届出先一覧

岐阜市・大垣市・各務原市の全ての工事、高山市・多治見市・可児市の小規模建築物の解体工事は、市が届出先となります

建築物の工事



県の建築事務所(所管市町村)

岐阜・西濃建築事務所

0584-73-1111(代表)
(羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡、
海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡)

中濃建築事務所

0574-25-3111(代表)
(関市、美濃市、美濃加茂市、可児市(一部)、郡上市、
加茂郡、可児郡)

東濃建築事務所

0572-23-1111(代表)
(多治見市(一部)、中津川市、瑞浪市、恵那市、
土岐市)

飛騨建築事務所

0577-33-1111(代表)
(高山市(一部)、飛騨市、下呂市、大野郡)

届出先の詳細は
県HPでご確認ください



建築物以外の工事※



県の土木事務所(所管市町村)

岐阜土木事務所

058-214-9603(直通)
(羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、
羽島郡、本巣郡)

大垣土木事務所

0584-73-1111(代表)
(海津市、養老郡、不破郡、安八郡)

揖斐土木事務所

0585-23-1111(代表)
(揖斐郡)

美濃土木事務所

0575-33-4010(直通)
(関市、美濃市)

郡上土木事務所

0575-67-1111(代表)
(郡上市)

可茂土木事務所

0574-25-3111(代表)
(美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡)

多治見土木事務所

0572-23-1111(代表)
(多治見市、瑞浪市、土岐市)

恵那土木事務所

0573-26-1111(代表)
(中津川市、恵那市)

下呂土木事務所

0576-52-3111(代表)
(下呂市)

高山土木事務所

0577-33-1111(代表)
(高山市(旧国府町・旧上宝村除く)、大野郡)

古川土木事務所

0577-73-2911(代表)
(高山市(旧国府町・旧上宝村)、飛騨市)

※建築物を建築する目的で行う宅地造成及び
開発許可に係る場合は建築事務所に届出先
になります

工事場所・工事の種類・建築物の規模等により届出先が異なります。表面の判定フォームをご利用ください

電子申請に関する Q&A

Q1 事前のアカウント登録は必要ですか。

必須ではありません。
アカウントを登録した場合、届出書の控えをダウンロードできます。

Q2 土日祝日(休日)に届出(送信)した場合、受付日はいつになりますか。

岐阜県では届出(送信)した日が受付日となります。
ただし、添付ファイルの誤りなどにより届出内容が確認できない場合は、届出が無効となることがあります。
工事着手日の7日前を過ぎることがないように、余裕をもって届出してください。

Q3 工事場所(市町村)や工事の種類が複数の届出先にまたがる場合は、どこへ届け出ればよいですか。

案件ごとに取扱いが異なる場合がありますので、該当する届出先(上記)のいずれかへ
事前にお問い合わせください。

Q4 書面による届出もできますか。

書面による届出も可能ですが、申請者・行政双方の負担軽減と事務処理の効率化のため、
可能な限り電子申請の利用にご協力ください。

チラシの内容に関するお問い合わせ先
岐阜県 都市建築部 建築指導課 建築指導係 TEL:058-272-1111

